

横浜市環境配慮指針の 一部改定について（部会設置）

令和2年9月15日

横浜市環境創造局環境影響評価課

改定の進め方（事務局案）

- 専門部会の設置
- 外部講師の招聘
- スケジュール

部会設置の考え方

今回予定している配慮指針改定では、グリーンインフラや脱炭素化、再生可能エネルギー、低炭素電気選択等、**専門性の高い内容**を扱うため、集中的に審議を行います。

【参考】部会設置規定（横浜市環境影響評価条例施行規則）
（部会）

- 1 第55条 審査会に、環境影響評価、事後調査その他の手続（港湾環境影響評価その他の手続を含む。）に関する事項を調査審議するため、**部会を置く**ことができる。
- 2 部会の委員は、審査会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

部会設置（案）

項目	内容（敬称略）
名称	令和2年度横浜市環境配慮指針改定部会
部会委員	奥 真美 審査会会長。環境法・行政法
	菊本 統 審査会副会長。地盤工学
	横田 樹広 グリーンインフラ実践的研究。景観生態学、緑地計画
	藤井 幹 鳥類学。生物多様性
	片谷 教孝 大気科学、環境科学。地球温暖化
	田中 稲子 建築環境工学、住環境。地球温暖化

⇒ 配慮指針の改定素案を作成し、審査会に報告、審議を行います。

外部講師の招聘

- ・グリーンインフラについては、**アセス制度との関係**に詳しい
上杉 哲郎氏を外部講師として招聘します。

(参考) 上杉 哲郎 氏の経歴

- ・株式会社日比谷アメニス 取締役 環境緑花研究室長
- ・1981年東京大学農学部卒業。同年**環境庁**に入庁し、主に自然保護政策に携わる。環境省国立公園課長、**環境影響評価課長**、関東地方環境事務所長を経て、2016年6月退職。同年9月日比谷アメニス入社。
- ・日本大学・東海大学非常勤講師。**環境アセスメント学会常務理事**。
- ・著書に「実践版! グリーンインフラ (第3部15章「**環境アセスメントにおけるグリーンインフラの展開**」)」(2020年、日経B P、グリーンインフラ研究会、三菱UFJリサーチ&コンサルティング、日経コンストラクション編)、「**環境アセスメント学入門**」(2019年、恒星社厚生閣、環境アセスメント学会編)、**環境アセスメント学会誌**16(2)-9(2018)「**グリーンインフラと環境アセスメントの親和性**」など

⇒ **審査会での講演、部会でのアドバイザーを務めていただきます。**



5

スケジュール予定

日程	内容	
令和2年 9月15日	審査会 (1回目)	方向性や進め方の説明、部会設置、講師講演
	10月1日	部会 (1回目) 審議、改定素案作成
	10月12日	審査会 (2回目) 改定素案に対する意見聴取
	11月	改定案について 市民意見公募 (※) 30日間 (H25一部改正: 意見提出数0)
	12月28日	部会 (2回目) 市民意見報告、改定案より改定案報告
令和3年 1月	審査会 (3回目)	改定配慮指針の報告
	4月	施行予定 (市民意見公示、公布、公告)

(※) 横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱
(意見公募手続)

第5条 規則等制定機関は、**規則等を定めようとする場合には**、当該規則等の案(規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く市民その他関係者の**意見を求めなければならない。**

6

【参考】規定関係

横浜市環境影響評価条例

(配慮指針の策定等)

- 第6条 市長は、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として横浜市環境配慮指針(以下「配慮指針」という。)を定めるものとする。
- 市長は、必要があると認めるときは、配慮指針を改定するものとする。
- 市長は、配慮指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。
- 市長は、配慮指針を策定し、又は改定したときは、その旨を公告するものとする。

横浜市環境影響評価条例施行規則

(部会)

- 第55条 審査会に、環境影響評価、事後調査その他の手続(港湾環境影響評価その他の手続を含む。)に関する事項を調査審議するため、部会を置くことができる。
- 部会の委員は、審査会委員のうちから、会長が指定する。
- 部会に、部会長を置き、部会長は、部会委員の互選によって定める。

横浜市環境影響評価審査会運営要綱

(部会)

- 第2条 施行規則第55条の規定に基づき設置された部会(以下「部会」という。)において選出された部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 部会で調査審議した事項は、部会長が審査会に報告するものとする。

(会議の公開)

- 第4条 審査会及び部会、並びに研究会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第31条及び横浜市附属機関の会議の公開に関する条例(平成12年7月1日市条例第44号)並びに横浜市附属機関の設置及び運営に関する条例(平成24年3月14日市条例第311号)の規定に基づき、原則として公開する。ただし、情報公開条例第31条但し書に規定する事項に該当する場合は、会長は一部又は全部の非公開を決定することができる。この場合において、会長が必要であると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(会議録)

- 第8条 審査会は、会議録を作成するときは、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 日時・開催場所
- (2) 出席委員及び欠席委員
- (3) 開催形態(公開、一部非公開等)
- (4) 決定事項
- (5) 資料・特記事項
- (6) その他審査会が必要と認める事項

- 2 前項の場合において、会議録は、次回に開催する審査会での確認を経た後、会長の決裁を受けるものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の場合又は次回の審査会開催まで1か月以上の期間を要する場合においては、各委員への確認を経た後、会長の決裁を受けることができる。

(部会等への準用)

- 第10条 この条例(第2条から第4条までを除く。)は、部会の場合について準用する。この場合において、「審査会」とあるのは「部会」、「審査会の会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 (省略)



7